

室町期京都とエゾ地

——北方交易品の消費地（都）と供給地（鄙）からみた都鄙関係試論——

久水俊和

Trade of Kyoto and the Ezo place in the Muromachi Period

HISAMIZU Toshikazu

はじめに——京都・北方経済圏間の

都鄙関係論の目的と問題の所在

本稿は、室町期における北方交易品の京都＝消費地（都）と北海道＝供給地（鄙）の都鄙関係論を、畿内と北方のそれぞれの経済圏と関連させ読み解くことを目的とする。「北方」の定義は、陸奥国を含むこともあるが、本稿における「北方交易品」とは、エゾ（蝦夷）地（多義語であるが本稿では前近代の北海道の意味として統一する）の産物が、津軽半島の十三湊などを介して畿内経済圏にもたらされる交易品を対象とする。

北方交易品を生物系にしぼると、近世においては【表一】のよ

うに、数多くの品目をあげることができる^①。

このうち、中世の文献史料から抽出できる品目はさほど多くはない。よく知られた事例では、十三湊の安藤康季と目される人物からの四代將軍足利義持への進献があげられる^②。（傍線は引用者、

【表一】近世における生物系の北方交易品

※傍線：中世史料で確認できる北方交易品

クジラ・アザラシ・ラッコ・トド・オットセイ・クマ・シカ・
キツネ・カワウソ・テン・ワシ・ツル・サケ・ニシン・タラ・
マス・サメ・エイ・コンブ・ナマコ・アワビ

○は引用者注、□は校訂注、◇は割書、以下同)

馬二十疋・羽五十鳥・鶯眼二万疋・海牛皮(三十枚)・昆布
 (五百把) 到来了、神妙候、太刀一腰・鎧五領・香合・盆・
 金欄(一端遣)之也、

卯月七日 安藤陸奥守とのへ

馬や鶯眼(錢)に混じり、オオワシの羽と考えられる鳥羽、海
 虎(ラッコ)皮、コンブ(昆布)が見受けられる。安藤氏の交易
 拠点である十三湊には、オオワシ・ラッコが生息しないことか
 ら、安藤氏はエゾ地と交易などを通じて入手し、将軍家へと献上
 したと考える方が理に適っている。

また、コンブに関しては、サケ(鮭)とともに、室町期はす
 でに京都に流通していた。室町期の辞書である『庭訓往来』には、
 諸国の物産とともに「宇賀昆布」「夷鮭」と、エゾ地の物産も列
 記されている^③。

近世では、エゾ地産のニシン(鯨)が大量に本州へと流入する
 が、新城常三氏によると、ニシンは古代・中世の文献にはあらわ
 れず、中世人の食生活にもなじみが薄いとしており、数の子が戦
 国期の贈答品としてあらわれるものの流通量は極めて低いとされ
 る^④。

さて、序章では、中世京都には、たしかに北方交易品が流入し
 ていたことを指摘するにとどめ、以下の問題の所在をあげる。

新城氏は、中世の北方交易史の考察において、北方移入品の量
 の平均、その移入は恣意的か計画的か、偶然的か恒常的か、産地
 と直接的か間接的かをあげ、移入品に対する見返り物資・商品は
 何かなどの課題をあげ論じた。新城氏の丁寧な仕事により、ある
 程度は解明できたものの、文献資料を中心とした考察には限界が
 あり、「供給地」(北方地域側からみれば本州こそ日用品や食料品
 の供給地であろうが、ここではエゾ地産物の供給地とする)の事
 情については、一九五〇―七〇年代の考古学・民俗学見地に基
 づく程度であった。しかし、新城氏がおもに論考を発表した一九五
 〇―七〇年代以降、北方における考古学、アイヌ・北方民族の民
 俗学・民族学、北海道の動植物学は大幅に進展した。これら深化
 を遂げ蓄積された「供給地」の研究成果と、史的制約があるも
 のの文献史学としての考察を、今一度関連させる必要があるの
 はなからうか。

残念ながら、北方交易品に関しては、これまで、「供給地」の
 考古学・民俗学・民族学・動植物学研究が深化しているのかか
 わらず、文献資料によつて解き明かされる「消費地」の文献史学
 と有効に連関されてきたとはいいがたい。いわば、「供給地」研
 究と「消費地」研究の間に乖離がおきている状況であった。それ
 でも近年、都鄙関係論の進展により北方交易品を素材とした都鄙
 融合研究がみられるようになってきた。

古代北方史の分野において、オオワシ・コンブを文献資料と融
 合し考察を試みたのは、蓑島栄紀氏である^⑤。蓑島氏は北方考古学

の成果と、畿内の文献資料を結節させ、古代朝廷における北方交易品研究の基盤を築き、その研究射程が中世まで伸ばせる余地も示した。また、秦野裕介氏は、中世におけるラッコ皮資料の整理と、室町期の伏見宮家が権限を掌握した「昆布干鮭公事」と称されるコンブ・カラザケ（干鮭・乾鮭）の営業税の考察をおこなった。北方史側から畿内経済圏を連関させた葦島に対し、秦野氏は畿内経済圏の核心ともいえる本所側からのアプローチともいえず。まさに、北方交易史における都鄙連関の議論は初動段階を越えた、と評価できる。

室町文化を素材とした京都と地方の連関においては、芳澤元氏の編集による都鄙関係論集の序論にて、連歌や和漢の古典などの「京都の文化」が北方の境界地域においても吸収されていることに言及する⁷⁾。その文化の伝播における媒体として「商人の道」「守護の道」「禅僧の道」をあげる。文化以外でも、南北朝以降、調味料・飲食物の生産技術知識も各地に集積されていくことにも触れ、これらのシェーマは、北方交易品を素材として都鄙を結節して論じることが可能かつ有効であることを示しているのではなからうか。

本稿は、畿内経済圏（都）からの視角によって、エゾ地の「供給地」（鄙）の考古学や民俗学などの成果を踏まえつつ生産・供給状況を再整理し、文献資料によって「消費地」（都）における北方交易品の市場流通状況の考察をおこない、都鄙を連関させた論究を試みる。

第一章 供給地における生産状況

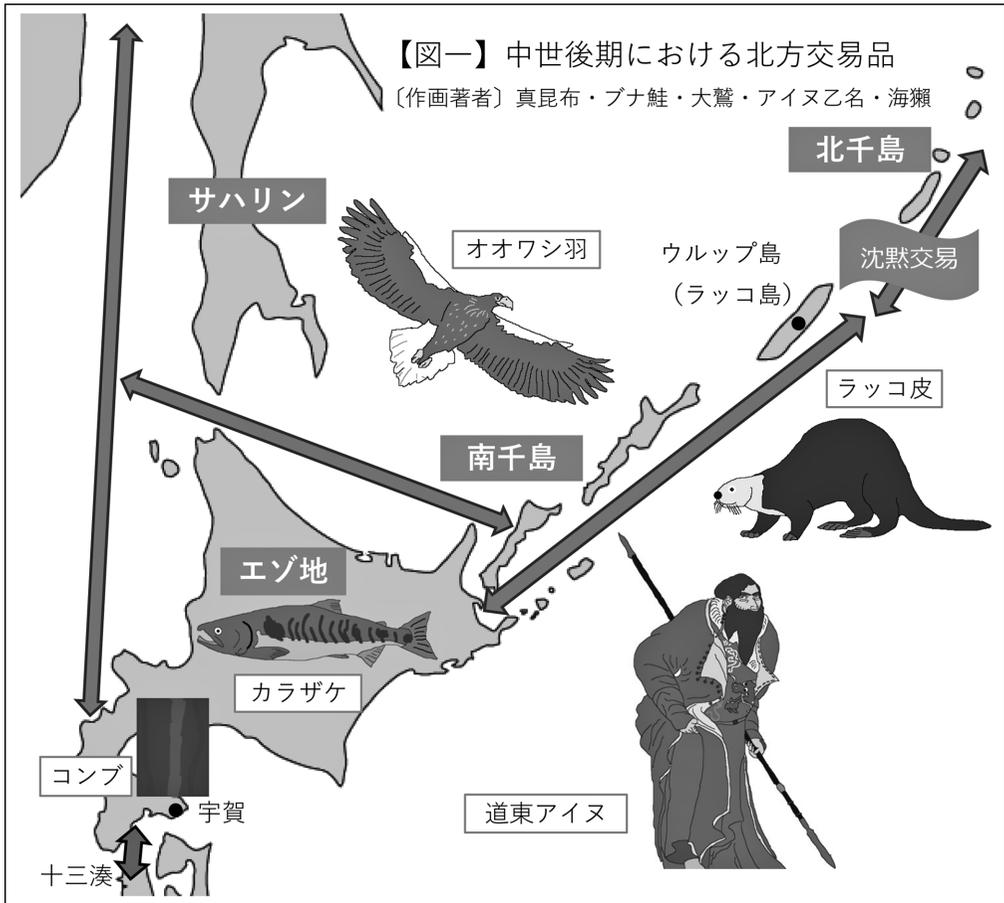
第一節 都への北方献上品の供給状況

オオワシは、その名の通り、日本で最も大きいワシ（鷲）とされ、その飛来地は北千島かカムチャツカである。その尾羽は伊勢神宮式年遷宮の神宝の矢羽などに用いられ重宝された。瀬川拓郎氏は、オオワシ羽は北の世界が生み出す宝と評し、一二世紀には奥州藤原氏の重要な財源となり、近世ではオオワシの尾羽は本州産物獲得のための重要な交易品と位置付ける⁸⁾。葦島栄紀氏は、オオワシの生息地は環オホーツク海域とし、ワシ羽の生産地は道東と道北・サハリン・十勝地方とする⁹⁾。

オオワシを獲得したのは、北千島の住民である。瀬川氏は、七―一三世紀の擦文時代はニヴフ系オホーツク文化人、アイヌ文化期に入った一四―一五世紀頃では、北千島アイヌと本島アイヌの沈黙交易によってエゾ地へと流入していたとする¹⁰⁾。交易ルートは、【図一】のようなイメージであろう¹¹⁾。

こうして、エゾ地へもたらされたワシ羽は、古代豪族や中世の日本海側を拠点する商船などにより京都へと運ばれてきたのである。葦島氏は、少なくとも鎌倉後期の京都では、ワシ羽の産地がエゾ地だと認識されていたとする¹²⁾。

一方、ラッコの産地もワシ羽同様に千島列島海域であり、ウルツプ島はラッコ島ともいわれ、獣皮の中でもとくに高価であつ



た。¹⁵⁾この事実も中世にも当てはまると考えられる。

ラッコ皮も【図一】のように、北千島アイヌから沈黙交易によって本島アイヌへもたらされ、その後、津軽半島の十三湊の安藤氏を介し本州へ移入されたとの見解がなされている。¹⁶⁾

関口明氏は、一五世紀初頭にアイヌがウルクプ島のラッコ捕獲・交易に介在し、日本海に流通させるルートを開拓したと述べ、明や琉球王国にも流通したとする。¹⁵⁾さらに、秦野裕介氏は、室町幕府が日本海交易ルートの安定化に腐心したため、越後上杉氏・能登畠山氏・若狭武田氏への將軍礼状の御内書が多く残されていることを指摘する。¹⁶⁾その上で、永享年間(一四二九―一四四一)にラッコ皮を容易に入手し得たのは若狭守護の一色義貫と位置付け、この時期の津軽安藤氏と南部氏の対立は、ラッコ皮の安定的供給にマイナス要因をもたらしたと論じる。

以上、ワシ羽とラッコ皮は【図一】のように、千島・エゾ地間のアイヌ同士の交易品として、さらに和人ととの交易により室町幕府管轄のもと、十三湊の安藤氏を介して、日本海交易ルートにより日本海側へもたらされていたことが先行研究から

分かる。本稿では、その後の行程と消費地での対応を、文献資料を紐解き実証していきたい。ただし、その前にサケ・コンブといった京都での流通品の供給状況を整理する。

第二節 京都経済圏への北方流通品の供給状況

近世以降は大量に畿内経済圏へ流入するコンブだが、鎌倉時代ではわずかにしか史料上に登場しない。新城常三氏は、南北朝期に若狭国名田庄の送進物や、同国小浜の明通寺・羽賀寺の京都土産や年中行事にコンブが登場することを指摘する。蓑島栄紀氏も、一三世紀の十三湊と安藤氏の発展により、日本海航路主体で盛んに運送されるようになるとする。

そもそも、コンブ自体は古代の陸奥国の貢物として登場する。室町期になると、いわゆる「宇賀昆布」（渡島半島南部から東部のマコンブ（真昆布）とよばれる最高級品コンブが登場する。¹⁶

では、宇賀におけるコンブ捕りの状況はいかがであろうか。実は、前近代のコンブの採集においては、アイヌの伝統的な生業か、和商人による使役かが判然としない。¹⁹コンブの語源において国語辞書を鑑みるに、『大言海』ではアイヌ語 *konbu* を語源としており、『日本国語大辞典』では「その語源をアイヌ語とする説もあるが、漢名の音読によるとする説もある。」とする。²⁰

前近代のアイヌによるコンブ捕りの様相の手がかりとしては、アイヌ絵の絵師平沢屏山『アイヌ風俗十二ヶ月屏風』「六月」（明

治初期）のコンブ採集図が参考となる。大石圭一・原田武夫両氏の解説によれば、禪姿のアイヌが沿岸にて、板をつなぎとめて作った船で棒の先に鹿の角でできた鉤をつけた道具を用いて、コンブをねじり採っている図である。²¹明治初期から、漁法が急激に変わったとは考えにくく、アイヌ文化期から継続されたものである。この漁法がアイヌ文化期前期（本州における中世）から継続されたものであり、コンブがアイヌ語を語源とするならば、和商人による使役ではなく、アイヌの伝統的な生業とみる方が妥当であろう。

室町期京都での流通状況を知る手掛かりとしては、室町期に成立したとされる文芸作品があげられる。玄恵の作ともされる狂言『昆布売』では、若狭国小浜のコンブ売りが京都で行商をしており、室町期京都でコンブが売られていたなよりの証左であろう。当然、小浜ではコンブを産出せず、北方からもたらされたコンブである。また、二条良基もしくは一条兼良の作とされる御伽草子『精進魚類物語』においても、擬人化された魚類や精進類の中にコンブが登場することから、京都では一般的な食材となっていたのである。

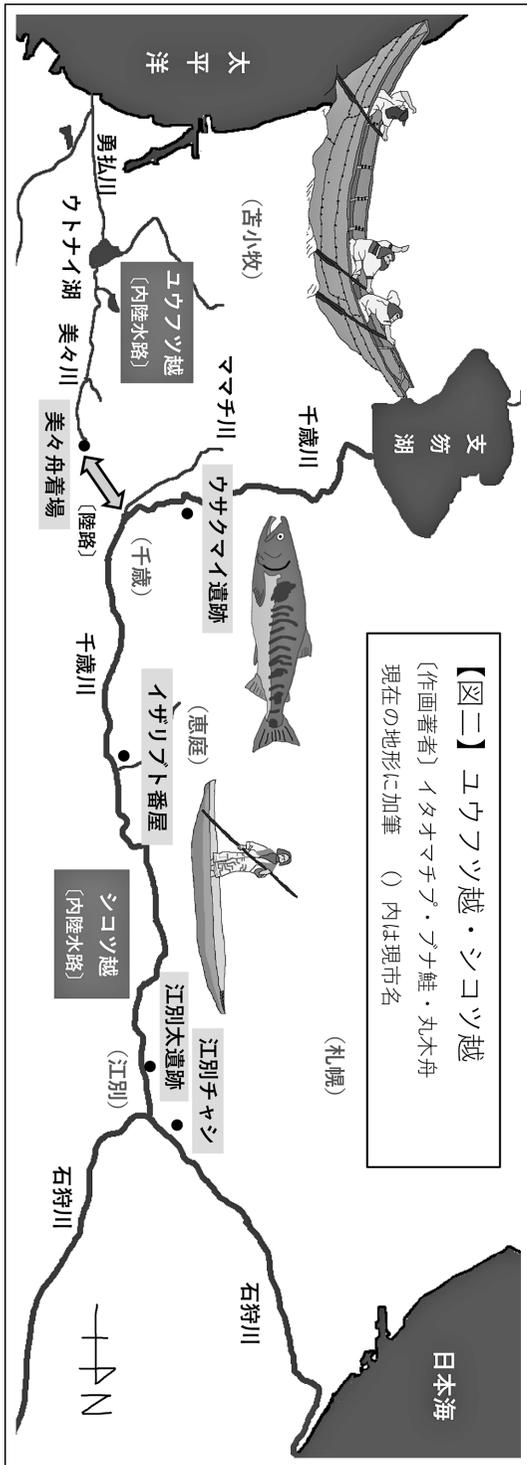
北方からの流通商品としてコンブとともに京都へ大量に流通したのが、サケである。『庭訓往来』では「越後塩引」「夷鮭」が区別されており、越後・越中などの塩漬けの「越後塩引」に対し、「夷鮭」はエゾ地産の塩を用いずに干したサケすなわちカラザケである。秦野裕介氏は、この二種のサケの贈答時期と価値を考察

し、「越後塩引」は八月から十一月に贈答され高価であるとし、「夷鮭」は五月に贈答され安価であったとする。流通する時期も贈答の時期と重なると考えられよう。

安価とあるが、大量に流通したとともに、「越後塩引」のように塩を用いていないことも理由にあげられよう。東俊佑氏が整理した近世のエゾ地サケ関連資料からは、以下の実態が読み取れる。²³⁾『フリス船隊航海記録』（一六四三年）には、アイヌが持っていた「塩を使っていない燻製の鮭」とシカ（鹿）皮を、酒・タバコと交換したとある。また、『快風丸蝦夷聞書』（一六八九年頃）では「イシカリアイヌ」食ニ鶴、熊ノ子、白鳥、犬ノ類籠

ヲコシラへ入置也、是ハ難風統キ食乏シキ時用ユタメ也、蓄ヘンカラザケハ勿論也、家毎ニ蕃置ナリ、^{（干鮭）}と保存食であったことも分かる。

その製法は、『津軽紀聞』（一七五八年）によると、川一面に遡上したサケを、次々に引つ掛け力任せに川岸に投げつけ、そのまま腹を裂き、木にかけて干すという雑なものであった。また、『津軽紀聞』には干場を構えて干す記述もある。その他の記述では、捨ててあるサケや、和人と取引不成立のサケ、川上に上り詰めて死んだサケなど、あまり質の良いものではないサケを干していることも分かる。²⁴⁾



【図二】 ユウフツ越・ショコツ越
 (作画著者) イタオマチゾ・アナヱ・丸木舟
 現在の地形に加筆 ○内は現市名

これらは近世の事例だが、中世においても川に遡上したサケを捕獲し、塩を使わず干したものを大量に生産し、それを本州から来る船と交易したのであろう。

では、京都に流入したエゾ地のサケは、おもに何処で産したものであろうか。定住し始めた和人が渡島半島南部で漁獲したとの見解もある⁽²⁵⁾。しかし、畿内経済圏において大量に流通していたという事象や、無塩干しという点、なにより、近世への継続性から鑑みるに、瀬川拓郎氏や赤羽正春氏が述べるように、渡島半島以北の流域面積の大きな河川でアイヌが漁獲したと考える方が妥当である⁽²⁶⁾。

その漁場の措定先が、石狩平野を流れる石狩川やその支流である。太平洋側に面する、勇払原野には湿地・湿原が広がっており、アイヌは陸の道を開削せず、勇払川や美々川などの「ユウフツ越」、千歳川やママチ川などの「シコツ越」とよばれる内陸水路⁽²⁷⁾「川の道」を介して、石狩川下流と合流し日本海に至るルートを用いた⁽²⁷⁾。近世後期の事例だが、石狩・勇払間の水上交通の要所として美々舟着場やイザリプト番屋が置かれており、「川の道」による水上交易は中世段階に遡ることができよう⁽²⁸⁾。

また、石狩川は支流を含め、千歳川や上川盆地の忠別川までサケが遡上し、流域ではサケ漁が盛んであった。千歳川と石狩川の合流付近には、サケ漁遺構ともいえる江別太遺跡・江別チャシ跡があり、千歳川上流にもサケ漁遺構が含まれるウサクマイ遺跡群がある⁽²⁹⁾。ともにサケを干した痕跡があり、ウサクマイというアイ

ヌ語も「魚乾棚」という意味である⁽³⁰⁾。これらの遺跡は文化や民族の継承性はともかく、サケ漁に関しては、一三世紀以降のアイヌ文化期への継承性は求められよう。

ウサクマイ遺跡に隣接するように、明治二年（一八八八）には、官営千歳中央孵化場（現千歳さけますの森 さけます情報館）が作られており、千歳川はエゾ地のサケ漁の中心地であった。いずれにせよ、状況証拠しかあげられないが、エゾ地の大きな河川の川サケを捕獲し、塩を使わず干したものであることだけは確証が得られよう。

和人が漁獲するなら「越後塩引」同様に塩を用いるだろうか。千歳川を含む石狩川流域などにてアイヌにより漁獲され、無塩にて干されたサケが、渡島半島南部や十三湊を経て、京都の経済圏へと流通したのであろう。

以上、本稿では、コンブもサケもアイヌが捕ったものを和人と交易し、本州へ流入したと考える。

第二章 北方交易品が京都に来るまで

第一節 北方貢納物の場合

本節では、比較的文献資料に恵まれているワシ羽の献上ルート⁽³¹⁾を考察する。

古代におけるワシ羽は、宮中年中行事の賭弓の矢羽に用いられ、有職故実書『西宮記』の賭弓項に「左鷲羽、右肅慎羽」と、

大陸から飛来する北方の鳥羽を用いた肅慎羽とともに、ワシ羽を用いた矢も見受けられる³¹⁾。また、光明皇后が聖武天皇の追善供養のために東大寺へ奉献した宝物の目録である『東大寺献物帳』にも「雕羽^{わじ}」の「箭^や」がある。

これらのワシ羽は、陸奥豪族から献上されたものと考えられ、彼らも北方交易から入手したのであろう。

撰関期では、鎮守府將軍から藤原道長への貢納品として確認できる。長和元年（一〇二二）には鎮守府將軍藤原兼光から「雕羽」が献上され、同三年にも鎮守府將軍平惟良から「鷺羽」が馬や砂金などの東北地方の物産とともに献上されている³²⁾。

これらの献上品の消費先は、おもに神宝の矢羽である。『延喜式』に規定された伊勢神宮神宝二種の内、「鷺羽八百枚」を用いて「箭七百六十八隻（以鷺羽作之）」を作成するなど、多くのワシ羽が消費された。

伊勢神宮の神宝制作に際して、ワシ羽の調達先は、『西宮記』には「造神宝以前之時、廻^三仰親王^己下衛府官佐^己上^一、令^レ進^三鷺羽鳥羽^一」³⁴⁾と記されている。「廻」とは太政官における廻文のことで、直接議定を開かず簡単な用件を記して紙上の回覧と署名により決裁をとる方法である。『西宮記』によれば、親王以下、衛府官の佐以上にワシ羽調達の義務があったと読み取れる。

古記録では、太政官官方催の廻文による調達の様相がうかがえる。たとえば、寛仁三年（一〇一九）の事例では、「造伊勢大神宮神宝行事所廻文云、可^レ被^レ進^三鷺羽^一事、五十枚、右造神宝箭

料、依^レ例所^レ廻如^レ件、今月廿日以前可^レ被^レ進^三送^三神祇官西院^一」³⁵⁾と、造伊勢神宮行事所より造神宝箭料のためのワシ羽を期限までに五〇枚調達せよという廻文が出され、進納先を神祇官西院としている。承元三年（一二〇九）の事例においては、「造伊勢太神宮遷宮神宝料鷺羽五十枚、今日付^三行事所^一可^レ進由、先日史来催^レ之也^一」³⁶⁾と、行事史により催されることから、造伊勢神宮行事所は太政官弁官局に置かれ、行事弁の官方催により運営されることが分かる。

ここで問題となるのが、調達を命じられた公卿たちは、どのようにワシ羽を調達するのであろうか。嘉保二年（一〇九五）の事例では、遷宮に際し、関白を辞し無官の藤原師実をワシ羽催促の廻文に加え、師実は実際に進納している³⁷⁾。

安貞二年（一二二八）の伊勢遷宮に際し、神宝の矢製作のためのワシ羽について関白近衛家実は以下のように記す³⁸⁾。

伊勢遷宮日也、件料馬平鞞二具先日進^レ之、行事弁有^レ親朝臣催^レ之故也、又鷺羽五十枚先日進^レ之、自^レ官相催^レ之故也、鷺羽五十枚内大臣同進^レ之、是又自^レ官相催^レ之故也、

官方催により行事弁（平有親）が催促するのは先に述べた通りだが、これに応じ家実はワシ羽五〇枚を進納している。また、息子の内大臣近衛兼経も同じくワシ羽五〇枚を進納しているのである。よって、近衛家だけでも一〇〇枚のワシ羽を献上しているこ

となる。『延喜式』では神宝作成のために八〇〇枚のワシ羽を必要としているが、近衛家のような上級貴族や、官方催による廻文を太政官の議政官（陣定に出られる現任の左大臣から参議）にて回覧していることから、形式的には、現役の公卿クラスに課されると考えられる。

もちろん、ワシ羽の催促は形式的なことであり、現実には以前の矢羽の再利用なども考えられる。矢羽に加工前の新品を献上しているならば、藤原師実や近衛家実のような摂関家は、鎮守府将軍が藤原道長へワシ羽を貢納している記事が散見することからも、陸奥国経由からの献上品がある程度ストックしているのであろうか。また、議政官ではない師実をあえてワシ羽催促の廻文に加えている事例からも、摂関家以外の公家では調達に困難だったのであると推測も成り立つであろう。そうならば、北の世界の宝と評されるワシ羽は、摂関家のような公家衆の頂点に立つ権門勢家のみが持つことができる、権威の象徴ともいえよう。

ただし、史料の制約から推測の域を出ないため、事実だけを追っていく。

史料からは、ワシ羽は他の神宝とともに蔵人方より出庫されている事例を見出せる³⁹。時代が室町期まで下るが、正長元年（一四二八）の後花園天皇の石清水八幡宮行幸（計画だけで実行せずか）の調度品調達において、神宝の矢一二隻を「篋鷲羽自蔵人方「渡」之」とあり、やはり蔵人方により出庫されていることが分かる。

官方催による行事官廻文によって、貢納物を所有する摂関家などの権門勢家から蔵人所の蔵に納められ、蔵人方の催にて出庫されるのであろう。京都から遙か彼方の北方の産物であるワシ羽が、太政官の決裁を経て出庫されることは、中世における律令制の残像を考えるうえでも重要であろう。

このシステムは室町期への継承性もみられる。公武間の伝奏を務めることになる故実家の公家中山定親の日記には、永享三年（一四三二）の伊勢神宮遷宮においても、太政官議政官の間で行事所からの廻文による催促がおこなわれたことが分かる⁴¹。その作法は、定親の永享五年の次の記述からうかがえる⁴²。

未刻自大神宮行事所持来鷲羽廻文、加令奉返与之、羽事重可加下知之由仰含了、

其体、

中山宰相中将家 令正親佑藤原重久奉

「其体」の次行の「中山宰相中将家」の下に記された「令正親佑藤原重久奉」が廻文に加筆された部分であり、中山家の家司（令）である藤原重久（正親佑）が「奉」を書き加え、ワシ羽に関しては「下知」も加えたとある。「下知」については判然としないが、調達の下知等の意味であろうか。

廻文に関しては、定親の日記には応永二八年（一四二二）の後小松上皇の猿楽禄物進済の廻文が掲載されており、「各可被加

御奉「候」の仰に従い、定親は列奉された議政官自身の名の下に「定奉」と、名前の一字と「奉」を加筆している。⁴³ まだ公卿昇格前であったため自身で加筆したと考えられる。

廻文は、陣定などの対面の議定を開催せずに、命令の回覧のみで決裁を済ます方法であるが、「奉」を加筆することで了承の意を表すのである。ワシ羽の調進の決裁は室町期においても廻文決裁が継承されているのである。

ワシ羽の調進は、前掲の十三湊安藤氏から四代將軍足利義持へ献上されたように、北方からの貢納物をストックしていると考えられよう。公家側へも貢納されているのか、室町殿へ貢納されたものを回しているのかは、まだ議論の余地を残す。

近世初期においても、エゾ地からのワシ羽献上の事例がみられる。寛永元年（一六二四）に、松前の蠣崎季広が熊野新宮へ神宝用のワシ羽を献上しており、⁴⁴ 蠣崎氏は伊勢神宮へも神宝用のワシ羽を献上していると考えられよう。

以上、ワシ羽は、古代は鎮守府將軍、中世は安藤氏などが、陸奥国豪族もしくは、アイヌや和商人との北方交易から入手し、京都の権門勢家への献上品として貢納され、官方催の太政官の決裁を経て神宝作成などに用いられたのである。

一方、ラッコ皮においても献上された事例が散見する。先の安藤氏から義持への貢納の他に、若狭守護武田元光から一二代將軍足利義晴への献上がみられる。⁴⁵ 若狭武田氏は、ラッコ皮を北方交易により手に入れたのであろう。

ラッコ皮については、ワシ羽とは違い、貴族の日記には現れない。ただし、日明貿易における輸物にも見受けられ、貢納品として京都にある程度ストックがあると考えられる。⁴⁶ また、一五世紀後半成立の辞書『節用集』にも「獺虎」とあることから、京都ではラッコ皮の存在自体は知れ渡っているとみてよい。

入手ルートはワシ羽と類似だろうが、その支出ルートは太政官の決裁を経るような確立されたシステムではない。これは、『延喜式』『西宮記』に記載がないことから、朝廷儀礼には用いられない、つまり律令制の範疇ではないからである。「鄙」からの貢納品が、中世にも継承される律令制の残像にて決裁されるか否かが、「都」側からみたワシ羽とラッコ皮の大きな違いであろう。

第二節 消費地における北方交易品の流通状況

貢納物で流通品として京都の市場に出回ることが稀であったと考えられるワシ羽・ラッコ皮に対し、一般の市場にて流通したコンブやサケは如何であろうか。漁業経済史の草分け的研究者である羽原又吉氏は、先にあげた狂言『昆布売』や御伽草子『精進魚類物語』などもあげつつ、中世のコンブは手工業的単純商品として、かなりのコンブが消費されていたとする。⁴⁷ 狂言『昆布売』の、若狭国小浜から京へ毎日昆布を売りに行くが売れ残ったことがないとの内容からも、とくに京都はコンブの一大消費地とする。また、大石圭一・原田武夫両氏は、『精進魚類物語』における昆布大夫が、魚類・野菜戦争にて魚類を裏切って野菜に加担す



るといふ食品社会におけるコンブの地位の低下を、コンブの供給量が増えたからとする⁴⁸⁾。エゾ地産のカラザケにおいても、室町期京都だけでも年間数万匹が流入していたと、秦野裕介氏によって推測されている⁴⁹⁾。

さて、これらのコンブとサケは、エゾ地からどのようにして京都へと運ばれてくるのであろうか。エゾ地からの運搬物ではないが、古代の官物輸送では、『延喜式』にて越前国(敦賀か)が荷揚港の場合は琵琶湖北端の塩津、若狭国(小浜か)が荷揚港の場合は琵琶湖西岸の近江勝野津が再積出港と規定されている⁵⁰⁾。中世初期の調物輸送では、越前・近江塩津間はそのままだが、若狭からの再積出

港は近江木津となっている⁵¹。だが、史料制約があり、古代から中世初期にかけての荷揚地と琵琶湖への陸送の様相を詳細に復元することは難しい。

一方、多くの資料が残されている近世においては、北方交易品のルートが復元しやすい。近世のコンブ輸送においては、最高級とされた松前コンブが「松前―敦賀―小浜―京都」のルートにて運送されたことが復元できる⁵²。このようなルートは、中世にはある程度確立されていたと考えられる。

室町期のエゾ地から十三湊を経由して敦賀・小浜へ荷揚げからのルートは【図三】のようなルートが導き出せる⁵³。

まず、敦賀（越前）ルートを検討する。『庭訓往来註』には「宇賀ノ昆布」が「越前ノ敦賀ニ着クト云ヘリ」とある。古代の敦賀荷揚物は、おそらくは七里半道を介し塩津まで陸送し、塩津から積み出したのである。中世においては、文献資料の制約により、考古学的見地が手掛かりとなる。塩津湊の発掘においては、鎌倉時代や室町時代の堆積物は出土せず、建久二年（一一九一）の木簡を最後に積出港としての終焉を迎えたとされる⁵⁴。

豊田武氏は、敦賀への荷揚品について、中世は勝野津が積出港で、近世初期から海津になるとする⁵⁵。豊田氏は、応仁の乱後の浅井氏と佐々木六角氏との敵対後から小浜（若狭国）ルートへ変更されるともする。だが、【図三】のように敦賀から勝野津は地理的には効率が悪い。戦国期になるが、細川高国が海津経由で越前国へ移動している事例があり、中世後期から敦賀より七里半道を

介し海津へ運ばれ、大津へのルートは確立されていたのではなからうか。ただし、次に検討する小浜・今津ルートに対し事例は少ない。新城常三氏も、コンブが史料に登場するのは一四世紀南北朝初期で、小浜とその付近にての登場のみで、敦賀付近には求められないとする。

その小浜（若狭）ルートだが、コンブは小浜商人・小浜船により運ばれたことが新城氏により述べられている。その対価としては、考古学的見地からは耐久性の強い陶磁器しか発掘されていないものの、近世の事例から帰納するに、考古学資料として残りにくい絹・木綿などの衣料、米・酒などの食料といった日常品・消耗品と交易したのではと推測している。

小浜は禁裏御料であり、奥野高廣氏は「御月宛銭」として月三〇〇〇疋が禁裏へ納められた事例を提示し、戦国期までその役割が機能していたとする⁵⁷。

たとえば、文明九年（一四七七）秋に若狭守護武田国信へ対し「若州小浜御月宮」と称される年貢の滞納に対し、天皇家の財政を担当する長橋局から督促する事例が見出せる⁵⁸。その交渉役に、武家伝奏の広橋兼頭とともに、御料所奉行として勸修寺政頭が確認でき、奥野氏が明らかにした禁裏御料にて知行権を持つ廷臣であろう⁵⁹。

小浜の知行をめぐるのは、文明一八年の武田国信と一色義直の対立も見出せる⁶⁰。この両氏は応仁の乱にて若狭・丹後間で激戦を展開しており、義直が一時掌握していた小浜知行権は、後土御門

天皇の勅命により、国信へと返付された。天皇の叡慮が反映されるところからみても、小浜の禁裏御料の実態が実証できよう。

室町期の小浜湊への来航船の津料も禁裏に納付された。小浜には応永一五年（一四〇八）と同一九年にスマトラ島バレンバンより南蛮船が来航している⁽⁶¹⁾。そのうち、応永一九年の事例では、將軍足利義持の仰を管領細川満元が奉じて、禁裏へ津料を納付することを一色義貫へ命じている⁽⁶²⁾。

さらに、豊田氏は、室町期初期にはすでに小浜に問丸がいたと論じる。小浜の問丸は、戦国期では「根本御料所（今高カ）積積庄（正・二・十二月、問丸沙汰之、残月反銭申付進之事）」⁽⁶³⁾と、年末年始に課役の賦課対象でもあった。

北方交易品との関連については、寛正四年（一四六三）の船荷をめぐる武田信賢と一色義直の相論において、その船荷の対象となった船が「十三丸（大船）事」と、十三湊から着岸した大船とということが分かる。また、戦国期の事例となるが、松前藩の歴史書である『新羅之記録』には、「宇須岸（前）全盛之時毎年三回宛從（若州）商舶来」と、年三回の交易船が来たとされる⁽⁶⁴⁾。永享七年（一四三五）、小浜の羽賀寺本堂が焼失の際、十三湊の安藤康季が多額の寄付を奉納している⁽⁶⁵⁾。小浜の北方交易は、室町期にはすでに盛んであったことは明らかである。

豊田氏は、応仁の乱後から小浜ルートとするが、狂言『昆布売』にて「若狭の小浜の召しの昆布」とあるように、室町期から北方交易品は小浜荷揚げの方が可能性は高いと考えられる。

では、小浜で荷揚げされた北方交易品は、琵琶湖のどの湊が再積出港となるのであろうか。先学では、古代は勝野津、古代から中世前期にかけて木津、のちに木津・今津併用、中世後期から今津とする⁽⁶⁷⁾（図三）。

織豊期には、羽柴秀吉が今津を「如先々」近江・若狭国間の積出港とするように命じており、「如先々」が室町期まで遡るのが焦点となる⁽⁶⁸⁾。ちなみに、いわゆる鯖街道とよばれる朽木谷道においては、朽木口率分関には北方交易品が出てこず、小浜から陸路で京都に運送されたとは考えられない。

河内将芳氏は、今津・小浜間は問丸・馬借を介し九里半道で結ばれており、今津にも問丸・馬借が存在したことを指摘している⁽⁷⁰⁾。室町期の今津は、北陸道からの上洛ルートに頻繁に用いられており、たとえば、若狭国太良庄（東寺領）の材木を今津經由で輸送した事例、今津の問丸甲屋道春が南禅寺領の加賀国得橋郷の年貢を今津で受け取り今津より運送した事例、太良庄にて铸造された鐘を今津經由で東寺に輸送した事例などがあげられる⁽⁷¹⁾。また、人の移動でも中院通秀が、加賀国の家領（額田庄か）から若狭・今津經由で京に帰宅しており、加賀よりおそらく海路にて小浜へ渡り、九里半道を介し今津へ山路移動し、今津より湖路大津、そして陸路にて京都へ向かったと推測できる。

よって、小浜・今津ルートは室町期まで遡ることは可能であろう。本稿では、「小浜―（九里半道）―今津―（琵琶湖）―大津」（図三）、こそが、室町期北方交易品の有力運搬ルートと位置付

ける。

第三節 伏見宮家の「昆布干鮭公事」

京都経済圏の中で、コンブ・サケといった北方交易品はいかに市場へと流通したのであろうか。本節では、まず、他の水産加工商品の流通状況を援用し考察する。

西園寺家は、「塩合物」の知行権を掌握していた。「塩合物」とは、塩漬け海産物であり、魚市の問丸からエビ・カサメ（ワタリガニ）・貝・ハマグリ23の「塩合物」の独占を上申する陳状が残存している。この陳状から、摂津国今宮供御人との訴訟にて、内臓がある生魚以外の「塩合物」は、ことごとく問丸の独占により京都市場に配給されていたことが分かる。豊田武氏は、問丸から納付される営業税である魚市場公事は、西園寺家にとって最大の財源と位置付けている。

問丸の独占権は強く、民事訴訟を担当した政所執事代蜷川親元の裁判記録に、京都の問丸が「塩合物」の販売権を侵害されたこと24の訴状を転載した政所賦銘引付がある。

知行権者から委託され市場を直接管理するのは代官であり、任免権は当然だが知行権者にある25。西園寺家の「塩合物」知行権のように、知行権者にとって公事は大きな収入となる。それ故、豊田氏は、魚市の代官には商人や高利貸しが補任される事例が少ないと述べている。

このようなシステムは、「塩合物」だけではなく、コンブやサ

ケなどの北方の水産加工品においても、知行権者・問丸・代官が存在してもおかしくない。その一つの手がかりとなるのが、後花園天皇の実父貞成親王が当主であった伏見宮家が掌握した「昆布干鮭公事」であろう。

「昆布干鮭公事」とは、コンブやカラザケの営業税であり、秦野裕介氏による基盤的考察がすでにある26。よって、本節では京都経済圏における「昆布干鮭公事」の位置付けとその財政構造に重点を置き、流通状況や公事納入と支出の決済方法について紐解いていく。

その前に、秦野氏の論考に従い、「昆布干鮭公事」の伝領過程について簡単に触れる。「昆布干鮭公事」は、貞成の属する持明院統（北朝）王家の基幹的収入源である長講堂院領の目録にはみえず、後小松天皇の後宮であった光範門院が管轄していたという記録が初出である。その後、大覚寺統の常磐井宮直明王を経て、伏見宮家へ知行権が渡ることになる。秦野氏は、もともと津軽地方に強い影響力を持っていた鎌倉幕府執権北条氏の得宗家が掌握していたものが、その滅亡後、足利尊氏御所に組み込まれ、その後、光範門院に知行権が与えられたのではないかと示唆する。

ただし、新城氏は、コンブが商品として恒常的かつ積極的に移入されるのは南北朝期としており、サケも鎌倉期から登場するは日本海産とする。室町期からエゾ地産が畿内経済圏へと流通し、「庭訓往来」にみるように「越後鮭」と「夷鮭」が区別されるようになる。だが、鎌倉後期においては関東御免の津軽船がサケを

積載していた事例があり、新城氏は、北方と北陸の交易は存在したとする。「昆布干鮭公事」の登場はどこまで遡れるのかはさらなる精査が必要であろう。

室町期京都のコンブの流通は如何であろうか。応安三年（一三七〇）の東寺の巷所には、信濃小路猪熊と堀河間西頼、唐橋（九条坊門小路）と信濃小路猪熊西頼にコンブ屋の存在が確認できる。一四世紀には恒常的な商品として流通していたのである。カラザケもコンブ同様に京都にて流通していたことであろう。

そのカラザケとコンブの営業税である「昆布干鮭公事」は、元の知行権者である直明王が、永享八年（一四三六）に六代將軍足利義教の不快を蒙り、御内書によって伏見宮家へと知行権が付与された^⑳。貞成の喜びようは相当なものであったことが、日記からも読み取れる。その際、知行権付与権者である義教へ三〇貫文、御台所の正親町三条尹子へ二〇貫文の礼錢を進上した。

義教夫妻への礼物は継続的におこなわれた。義教と尹子へそれぞれカラザケ一〇〇把・五〇把、コンブ各五〇把、伏見宮家と義教の申次役正親町三条実雅へ樽三荷・カラザケ五〇把・コンブ三〇把を進上した^㉑。後花園天皇へもカラザケ三〇把・コンブ二〇把進上されているが、概念的山野河海支配者への進上を意味するの^㉒である。

伏見宮家が知行権を得た「昆布干鮭公事」の収入規模に関して は明確に判明する。伏見宮家の家計簿ともいえる『伏見宮御領目録』永享一二年には、伏見宮家には年間五〇四貫文（五〇四〇〇

疋）の納入があり、月毎だと四二貫文（四二〇〇疋）計上されている^㉓。

一、昆布干鮭月捧（五百余貫、毎月四十二貫沙汰）、

南御方毎月千疋（一年中万二千疋）、

庭田大納言奉行得分五千疋（月々四百疋、重賢相統給）、

六条殿御影供御毎月卅五疋、

厳密に計算されていることから「五百余貫」を、月四二貫文に閏月を含まない一二月か月を掛けた五〇四貫文として計算する。この四二〇〇疋の内、貞成の室である南御方（庭田幸子）へ一〇〇〇疋、「奉行」庭田重有（のち子の庭田重賢が相続）へ四〇〇疋、六条殿（長講堂）へ三五疋となり、差し引くと貞成の得分は二七六五疋となる。年間収入では南御方一二〇〇〇疋、庭田五〇〇〇疋と記載されているが、庭田の得分は月四〇〇疋であり年四八〇〇疋となり、二〇〇疋多くなる。この差額は、礼錢・酒直（チップ）などの諸経費が加算されていると考えられる。よって、貞成の月の得分は二七五〇疋程度であろう。

さて、何気なく「奉行」庭田重有と述べたが、この「奉行」とは「昆布干鮭公事」の奉行を指し、地下人からの公事納入の窓口役および分配役となる。伏見宮家領では、規模の大きい所領の場合には奉行が置かれることは、市沢哲氏により指摘されている^㉔。市沢氏は、播磨国衛領を例として、知行権者Ⅱ貞成、奉行Ⅱ正親町

三条実雅、代官Ⅱ小河（播磨守護赤松氏被官）の各機能をあげ、在地の代官小河が国衙在庁機能を保持しつつ年貢収納の実務を行い、義教の意志により補任された奉行実雅が青侍加地を介し年貢を催促し、知行権者貞成は家司庭田を介し年貢を元本に切符を振り出す、との財政構造を明らかにした。

「昆布干鮭公事」も奉行が置かれていることから、播磨国衙領同様に規模が大きい収入源なのである。では、播磨国衙領の在地支配が、守護赤松氏被官の小川を「代官」として担当させたように、「昆布干鮭公事」の「代官」はいかなる人物であろうか。

常磐井宮家が知行権者の時代からの代官である平田なる人物が、続投を幕府へ伺い、義教の仰せにより、貞成は月四二〇〇正納入の条件にて、任料二〇〇〇正をもって平田と代官契約をした。⁸³⁾

「昆布干鮭公事」代官請負に関する書面は残っていないが、同じ伏見宮家領の筑前国住吉社領における大内氏被官安富定範との次の代官契約と類似であろう。⁸⁴⁾

預申伏見殿御領筑前国内住吉正税事、毎年式千疋宛執沙汰可
レ申候、更ニ不_レ可有_レ無沙汰候、仍請状如_レ件、

永享五年九月十二日

大内代官
掃部助定範判

定範との請文では、年二〇〇〇疋を伏見宮家へ納入する契約だが、「昆布干鮭公事」の場合は、代官平田が月四二〇〇疋納入を

約束した文面であろう。納入された四二〇〇疋の伏見宮家内での分配は先に述べた通りである。

だが、平田は代官としての職務を懈怠し、河瀬へと改易されている。⁸⁵⁾ 彼らは、京市場に携わる商人と考えられよう。また、京都市場の管理は室町幕府侍所がおこなっていたようである。⁸⁶⁾

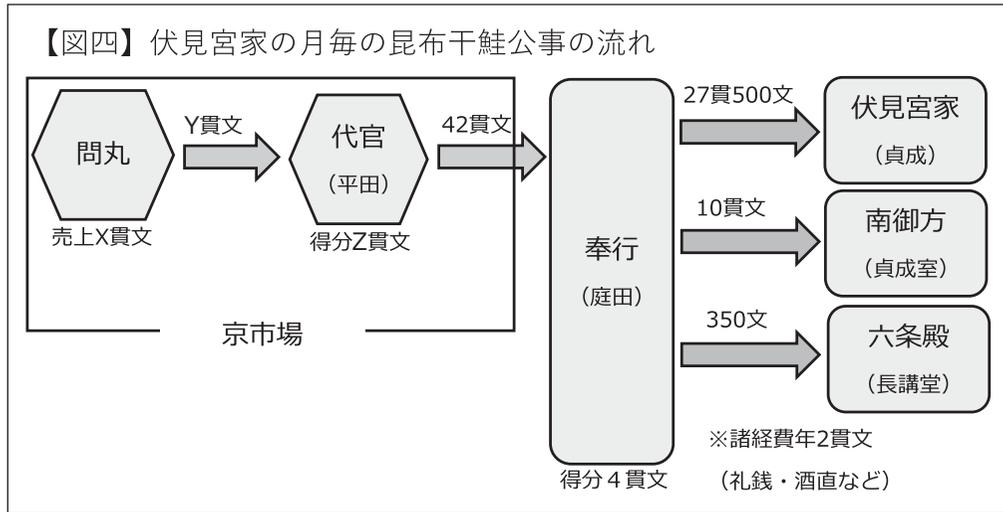
干鮭公事代官事、前代官未無_二申旨_一、毎事無案内之間、三条
へ遣状、自_二公方_一以_二侍所_一町々可_レ被_レ触仰歎之由令_レ申、則
被_二披露_一之処、侍所ニ可_レ被_レ仰付_二云々、無_二子細_一之間、珍
重也、

代官任命前に、伏見宮家の「昆布干鮭公事」の知行権者交代の触を義教が侍所を介しておこなっている。この時の侍所所司は一色義貫であり、奇しくもサケ・コンブの有力荷揚港の小浜がある若狭守護である。

この侍所の触の請文の提出記事からは問丸の存在も確認できる。⁸⁷⁾

抑昆布干鮭公事町人戸井_{〔問〕}ニ自_二公方_一被_レ仰、請文召給_{〔町人〕}
数十人加_二連判_一、嚴密御沙汰為悦也、

史料中の「戸井」を新城氏は町人戸井某とみるが、盛本昌広氏が指摘するように戸井Ⅱ問とする方が、前後の文意から目的を射



ている⁸⁸⁾。よって、室町期のサケ・コンブも問丸が存在したとみて間違いないだろう。

これまでの「昆布干鯉公事」をまとめると【図四】のようになろう。

北方交易から得たサケ・コンブは問丸によって京市場にて流通する。売上まではわからないが、知行権者である伏見宮家へ納入する四二〇〇疋(四二貫文)を大きく上回るのは当然であろう。そのうち、四二〇〇疋を少し上回る額が代官へと送金されるのであろう。その額から四二〇〇疋を引いた額が、代官の得分である。代官は公事の窓口である奉行庭田へと納付し、庭田はそこから自身の得分四〇〇疋(四貫文)と諸経費を差し引き、残りを貞成二七五〇疋程(二七貫五〇〇文)、南御方一〇〇〇疋(一〇貫文)、六条殿三五疋(三五〇文)、と分配する。先学も述べるように、「昆布干鯉公事」が伏見宮家経営を安定させたことはいまでもない。

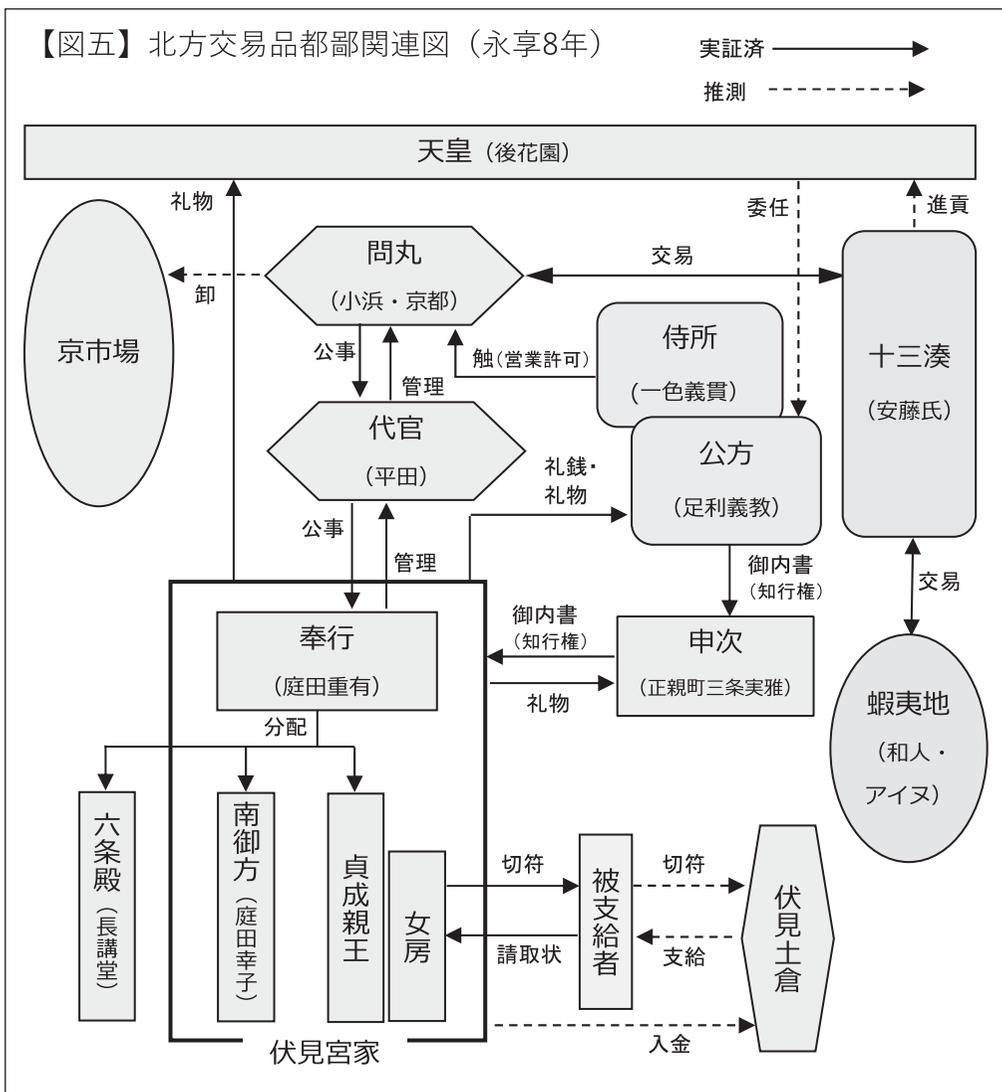
次に、伏見宮家へ納入された「昆布干鯉公事」を支出する場合の決済方法を復元する。残念ながら「昆布干鯉公事」の決済を示す史料はないものの、「昆布干鯉公事」同様に奉行(正親町三条実雅)が置かれた、播磨国衙領年貢の決済方法が記された史料は残存している。貞成の漢籍の講師でもある外記局官人中原康富への支給の実態が康富の日記に記されている⁸⁹⁾。

⁸⁸⁾ 伏見殿御領播磨国衙御年貢内、参百疋切符御請取事、今日自

庭田殿^(重賢)被^レ申出^レ送^レ給^レ之^(一)、
 女房達御請取也、近年毎年
 被^レ下^レ之、於^(正親町三条実雅)三
 条殿被^レ官
 加地入道許^(一)、可^レ請取^レ之
 分也、此外自^(松田定直)院序許^(一)、以^(二)
 江州山前庄御年貢内^(一)、八
 木三俵毎年被^レ下^レ之、件請
 取者、庭田殿請取也、当年
 且到来了、

播磨国衙領年貢の内、三〇〇
 疋が康富へ支給されることにな
 ったが、その際、知行国主貞成
 の家司である庭田重賢に切符を
 申請し、請取状は女房へ提出し
 ている。播磨国衙領年貢から康
 富への支給は毎年恒例のよう
 で、別の年の記載に請取状が転
 載されている。⁽⁹⁰⁾

毎年自^(三)伏見殿被^レ下^レ播磨
 国衙御年貢内三百疋御切
 符、今日自^(三)庭田殿被^レ申



出_レ被_レ下_レ之、付_二加地備前入道之処_一、可_レ加_二催促_一之由返
答、(中略)

うけとる

合三百疋(中原康富)「ごん大げきたまはりぶん、いつ方へ仰候、」

はりまこくかの御年ぐのうち、かつ、給候ぬ、

ほうとく(宝徳)二年十月十九日

女房へ提出するため仮名書きとなつてはいるが、この女房宛の請取状に加筆がなされるのか、そのままでも切符の機能となるのかは判然としない。ともかく、切符を奉行実雅の青侍加地(奉行家司)のもとへ持参すると、「加_二催促_一」と切符に土倉への催促文が加えられ、三〇〇疋が決済されると。年貢は、奉行のもとではなく伏見宮家の土倉に保管されていると考えられる⁹¹⁾。康富は奉行から承認を受けた切符を持参し土倉から三〇〇疋を受け取るのである。この支給の流れは、長橋局へ申請する朝廷公事用途の支出構造に類似する⁹²⁾。

康富の日記からは、奉行が置かれていない山前庄からの米三俵の支給の状況も読み取れる。こちらは、庭田(莊園領主家司)に請取状を提出し、島田定直(預所)から米俵を受け取るだけという、奉行が置かれている所領よりスムーズである。

以上、本節では伏見宮家の経済の基幹の一つをなす「昆布干鮭公事」を素材に室町期京都経済圏における北方特産物の流通状況を整理した。まとめると、【図五】のようになろう。

エゾ地のコンブ・サケは、日本海側の商人・商船などが、安藤氏の支配する十三湊を介して、小浜に荷揚げされ、琵琶湖を経由し京市場へともたらされる。十三湊安藤氏からは、室町殿足利義持ヘラッコ皮やワシ羽が進貢されたように、朝廷への進貢も当然考えられよう。

京市場では、コンブ・サケを独占する問丸集団がおり、彼らは室町幕府侍所より営業権を付与されている。問丸の中の有力商人が代官として京市場の取りまとめ役となり、「昆布干鮭公事」などの営業税を徴収し知行権者へと納付する。

「昆布干鮭公事」の有力な知行権者の一つ伏見宮家では、代官との窓口役となる奉行が置かれ、奉行が上納された公事の差配をおこなう。知行権を付与するのは公方(將軍)であり、付与のお礼として知行権者側から礼銭や礼物が進上される。

代官から納められた公事は、伏見の土倉へと保管されると考えられる。その支出の際は、知行権者の女房衆へ請取状を提出し切符の発給を受け、奉行の承認を得て、土倉にて換金する。土倉からの出金の際に女房が担当するのは、朝廷の支出構造と類似する。

以上、北方世界の水産加工品の畿内経済圏への流通は室町期においては確立されているといえよう。

おわりに―北方交易都鄙論の展望と課題

本稿では、北方交易品を素材として、京都とエゾ地の経済圏間の都鄙論構築を試みた。北方の加工品は、日本海・琵琶湖といった海の道・湖の道を介して都鄙で連関していた。さらに、サケの場合は、エゾ地の原野の川の道も経ている。

室町期のワシ羽とラッコ皮は、アイヌの交易品・貢納品として十三湊安藤氏へもたらされ、不定期ながら中央の権力者へと献上された。記録上は、足利義持・義晴への二例が見出せるが、そのほかの将軍や朝廷側への贈呈も当然ありうる。

とくに、ワシ羽は『延喜式』に規定されているように、太政官制に組み込まれており、廻文という簡易ではあるが、太政官の決裁を経て神宝作成などに出庫される、まさに国家が管理すべき物品であった。そのため、古代の鎮守府將軍による京都の権門勢家へのワシ羽献上は、義務的なものであったのではなからうか。また、ワシ羽の所有は、権門勢家にとって権威の誇示となったのである。

ラッコ皮に関しても、ワシ羽と同じアイヌとの交易品だが、権力者の嗜好品や権威の誇示の意味合いが強い。ただし、『延喜式』『西宮記』にも規定されておらず、太政官の決裁を経ることはない。これは神宝など儀礼の威儀を正す場面に用いられないからであろう。ただ、遣明船の輸出品にも確認できることから、若干の

流通の有無の精査が今後の課題となるう。

コンブやサケといった、北方からの流通物は、ワシ羽やラッコ皮とは対照的に民衆レベルまで数多く京都に流通した。コンブ・サケもアイヌが捕ったものを和人と交易し、本州へ流入したと考える。ただし、コンブもサケも乾物という加工品である。サケは、アイヌが川に遡ってきたサケを捕獲し、彼らが現地の干し棚で干したものを交易したのだろう。コンブは、若狭小浜にて加工されたという史料や先学もあるが、エゾ地での一次加工がどの程度であり、それはアイヌによるものなのか和人によるものなのかの実証は今後の課題となるう。

水産加工商品となったコンブとサケは、室町期はおもに若狭国小浜へと荷揚げされた。小浜から九里半道の陸路を経て今津まで運ばれ、今津より再び船へと積出しされ、堅田の関などを通り、大津に着岸後、再び陸路にて京都へともたらされる。小浜・今津・京都にはそれぞれ問丸があり、営業権が存在していた。京市場では、大量のコンブとサケが流通しており、その売り上げに課せられる営業税は、代官を介して知行権者へと納付される。エゾ地産コンブ・サケの有力な知行権者である伏見宮家にとって、納付される営業税はイエ経営の重要な収入源でもあり、伏見宮家財政はまさに都鄙経済圏と連関した経営形態をとっていたのである。

今後の課題としては、北方交易品の知行権者は伏見宮家が一手に担ったとは考えにくく、伏見宮家以外の知行権者の様相も探求

しなければならぬ。また、京の人々は、北方からの交易品・献上品を通して、北方という地域にどのような意識を持っていたのかも追求すべきであろう。

本稿では、室町期の京都＝消費地（都）と北海道＝供給地（鄙）の都鄙関係を、北方交易品を素材として、都鄙の経済圏の連関がある程度は読み解くことができた。ただし、実証不足の点が多いことも否めない。課題は山積みだが、今後は、室町期の北方交易品の経路のさらなる解明、流通経路の確立とその時期の特定、なにより推論部分の実証を目指し、北方学との有機的連関の深化を試みたい。

注

- (1) 【表二】作成においては、東俊佑「近世蝦夷地交易品ノート（1）」（北海道開拓記念館『北方地域の人と環境の關係史』2010—12年度調査報告）北海道開拓記念館、二〇一三年）、北海道博物館『ビジュアル北海道博物館』（一般財団法人北海道歴史文化財団、二〇二〇年）を参考にした。
- (2) 「（足利義持）御内書符案」（天理大学附属天理図書館所蔵）応永三〇年（一四二二）四月七日付。なお、以前は後世に編纂された『後鑑』の当該記事を用いて五代將軍足利義量就任祝いとされていたが、近年、青森県史編さん中部会編『青森県史料編中世3 北奥関係資料』（青森県、二〇一二年）や、秦野裕介「中世ラッコ関係史料の基礎的考察」（『十六世紀史論叢』一〇、二〇一八年）により、その誤りが指摘されている。
- (3) 『庭訓往来』「四月状返 領国の繁栄」。「宇賀昆布」は、函館の亀田半島南岸、汐首岬辺りまでが産地で、志苔館・志苔蓄錢遺跡が
- (4) 宇賀昆布流通商圏とされる（永井秀夫監修『日本歴史地名大系 北海道の地名』「箱館湊・函館港」項、平凡社、二〇〇三年）。「夷鯉」は、『庭訓往来』には「越後塩引」と日本海産のサケと区別されており、エゾ地産のサケと断定できる。
- (5) 新城市三「北方との商品流通」（同『中世水運史の研究』塙書房、一九九四年）。以下、本文中の新城市の論考は当該著書を指す。
- (6) 蓑島栄紀『もの』と交易の古代北方史』勉誠出版、二〇一五年。おもに「第二部 北の財」が結ぶ古代日本と北海道・アイヌ」（初出はそれぞれⅢ二〇〇五年、Ⅳ二〇一一年、Ⅴ二〇一一年、Ⅵ二〇一三年）を参考にした。以下、本文中の蓑島氏の論考は当該著書を指す。
- (7) ラッコについては秦野氏注（2）前掲論文。コンブ・サケについては、秦野裕介「伏見宮家領における鯉昆布公事についての基礎的考察」（『研究論集 歴史と文化』四、二〇一九年）。
- (8) 芳澤元「室町文化論構想ノート」（同編『室町文化の座標軸』勉誠出版、二〇二一年）。
- (9) 瀨川拓郎『コロポックルとはだれか』（新典社新書、二〇一二年）。
- (10) 蓑島氏は、ワシ羽には、オオワシの「真羽」、オジロワシの「薄水」「粕尾」、大陸由来の北方の鳥の「肅慎羽」があり、価値は真羽・薄水・粕尾・肅慎羽の順と指摘する。
- (11) 瀨川拓郎『アイヌの沈黙交易』（新典社新書、二〇一三年）。沈黙交易とは、ケガレや伝染病を恐れ、対面にて交渉せず、特定の場所に置いて、時間差で取引をする交易方法である。
- (12) 【図一】作成においては、大塚和義編著『ラッコとガラス玉』（国立民族学博物館、二〇〇一年）、瀨川氏注（8）前掲著書を参考にした。
- (13) 蓑島氏は、鎌倉後期の権僧正公朝の歌「みちのくの えぞがらしまの 鷺のはに たへなるのりのもじもありけり」（『夫木和歌抄』

- 卷二七・八九五番)をその証左とする。
- (13) 角利助『臘肭獸猟業沿革及其将来』(農商務省水産局、一九二五年)。「カルワリーユの旅日記」(一九二〇年)には、以下のように記されている。
- この蝦夷人は、礼として松前殿へ、前にも触れた如く臘肭ワツコいう島から出るので臘肭皮と申している柔らかい毛皮を将来します。また生きた鷹や鶴、日本人が箭に付けて飾る鷺の羽をも齎らします。
- また、近世においても高価であったことは、『アンジェリスの第一蝦夷報告』(一九〇八年)に、アイヌがラッコ皮を「頗る高価に売ります」と記されている。なお、外国人来航者の史料の翻訳は、東氏注(1)論文掲載翻刻史料を用いた。
- (14) 瀬川氏注(8)前掲著書。
- (15) 関口明「中世日本の北方社会とラッコ皮交易」(『北海道大学総合博物館研究報告』六、二〇一三年)。
- (16) 秦野氏注(2)前掲論文。
- (17) 『続日本紀』靈龜元年(七二五)一〇月丁丑条では、蝦夷(ここで陸奥国を指すか)の須賀古麻比留がコンブを毎年貢獻したとあり、『延喜式』二十三「民部」においても民部省に納められた陸奥国の交易雑物の中に「昆布六百斤、素昆布六百斤、細昆布一千斤」とある。
- (18) 『庭訓往来』「四月状返 領国の繁栄」。近世史料になるが、『本朝食鑑』三「水菜」(一六九七年)、『倭訓栞』前編九古「こぶ」(一七七七年)から、松前よりもたらされるコンブが最高級品であったことが分かる。
- (19) 川井唯史・Louis D. Druahl・四ツ倉典滋「アイヌによるコンブ採り及び利用に関する情報」(日本応用藻類学会『Algal Resources』五一、二、二〇一二年)。
- (20) 大槻文彦『新編大言海』(富山房、一九八二年)、『日本国語大辞典 第二版』(小学館、二〇〇三年)。
- (21) 大石圭一・原田武夫『日本人のための昆布の本』(かんき出版、一九七七年)。
- (22) 秦野氏注(6)前掲論文。
- (23) 東氏注(1)前掲論文。
- (24) 『東遊記』(一七八三年)「すてたる鮭を後にとり上げて、木の枝へかけはしたるもの乾鮭なり」、「蝦夷地一件」一一五(一七八四年)「乾鮭と申は、右(日本人と取引不成立)の捨候鮭にて有之候」、「蝦夷拾遺」(一七八六年)「網に洩れ川上え昇り詰て自ら死、捕揚て乾し置き売出すをカラサケと云」。
- (25) 小林真人「北海道の戦国時代と中世アイヌ民族の社会と文化」(入間田宣夫・小林真人・斉藤利男編『北の内海世界』山川出版社、一九九九年)。
- (26) 瀬川拓郎『アイヌ・エコシステムの考古学』(北海道出版企画センター、二〇〇五年)、赤羽正春『ものと人間の文化史133—I 鮭・鱒 I』(法政大学出版局、二〇〇六年)。ちなみに、赤羽氏によると、越後のサケ漁も越後荒川、信濃川、三面川などの阿賀野川支流へ遡上してきた川サケを捕獲する。
- (27) 千歳市史編さん委員会『増補千歳市史』中・近世とアイヌ(千歳市、一九八三年)。
- (28) 財団法人北海道埋蔵文化センター『美沢川流域の遺跡群V』(財団法人北海道埋蔵文化センター、一九八二年)、渡辺茂編『恵庭市史』「第三期(江戸中期から末期)」(北海道恵庭市役所、一九七九年)。
- (29) 北海道縄文のまち連絡会事務局サイト「江別チャシ/旧豊平河畔遺跡」(江別太遺跡) (<http://www.jomon-town.org/>)、赤羽氏注(26)前掲著書、千歳文化財保護協会『千歳市文化財調査報告書IV ウサクマイ遺跡群とその周辺における考古学的調査』(千歳市教育委員会、一九七九年)。

(30) 長見義三「ちとせ地名散歩」「ヲサクマナイ」項(北海道新聞社、一九七六年)。

(31) 『西宮記』臨時四「人々装束」。

(32) 『御堂関白記』長和元年閏一〇月二二日条、『小右記』長和三年二月七日条。

(33) 『延喜式』四「神祇・伊勢太神宮」。

(34) 『西宮記』臨時一「諸社遷宮事」。

(35) 『小右記』寛仁三年七月二三日条。

(36) 『猪隈関白記』承元三年七月二〇日条。

(37) 『中右記』嘉保二年六月五・六日、八月二日条。

(38) 『猪隈関白記』安貞二年九月一六日条。

(39) 『民経記』寛喜三年(一一三二)九月二六日条。

(40) 『石清水八幡宮行幸神宝装束等送文』(『石清水文書』「菊大路家文書」二六八号)正長元年一月二三日付。

(41) 『薩戒記目録』永享三年七月二三日条に「造外宮行事官掌持来遷宮鷲羽廻文事(同書様事)」とある。また、当時権大納言であった万里小路時房の『建内記目録』永享三年六月下にも「一、伊勢遷宮ニツキテ鷲羽事」とあり、廻文の実在性がうかがえる。

(42) 『薩戒記』永享五年八月二二日条。

(43) 『薩戒記』応永二八年三月五日条。

別当経興朝臣送折紙、件折紙云、
(正親町三条公雅)
三条大納言殿

権中納言殿
(正親町三条公雅)

日野中納言殿
(有光)

左大弁宰相殿
(兼重行光)

頭中将殿(定奉)
(兼如光)

治部卿殿
(兼宗意)

左中弁殿
(兼宗意)

左馬頭殿
(冷泉水基)

右明後日七日猿楽、降雨之外不_レ可有延縮、可_下令早参_上給_上、次録物事、任_レ先度触申旨、期日心寄可_下令進濟給_上之由、重被_レ仰下_上候也、各可_レ被_レ加_上御奉_上候、
応永廿八
三月五日 経興

(44) 『新羅之記録』寛永元年七月条に「季_上広朝臣之代、八幡符之鷲之真羽奥狄持来、季_上広朝臣令_上納此羽於熊野山」とある。

(45) 「(足利義晴)御内書要文」(国立公文書館所蔵、架番号古一〇七—〇三一六)。

獺虎之革袴到来、殊珍候間喜覚候、猶貞孝可_レ申候也、
(伊勢)
十月五日 武田伊豆守とのへ

(46) 遣明船の輸出品の中に「ランコ皮(唐土ニテハ冬入者也)」、「(大乗院寺社雜事記)文明一五年(一四八三)一月二四日条」とある。

(47) 羽原又吉『支那輸出 日本昆布業資本主義史』(有斐閣、一九四九年、初出一九四〇年)。羽原氏以降の、コンブの歴史学的見地からの基盤的研究は、大石圭一・原田武夫「日本海における昆布輸送路成立の歴史的考察」(『袖木学編』「日本水上交通史論集」二 続日本海水上交通史) 文献出版、一九八七年)や、簗島氏の論考があげられる。

(48) 大石・原田両氏注(21)前掲著書。

(49) 秦野氏注(6)前掲論文。

(50) 『延喜式』二六「主税上」。

(51) 「太政官符写」(『壬生家文書』所収) 治暦元年(一〇六五)九月一日付。

(52) 『本朝食鑑』三「水菜」(一六九七年)。
昆布(中略)自_二松前_一伝_二送于前越敦賀_一、自_二敦賀_一伝_二送于若州_一、若州小浜市人製_レ之号_二若狭昆布_一、自_二若狭_一伝_二送于京師_一、京師市上製_レ之号_二京昆布_一、其味最爲勝、松前若州不_レ相及_一、故作_二上品乾果_一、

- (53) 【図三】作成においては、河内将芳「道と関」(今津町史編集委員会編『今津町史一 古代・中世』今津町、一九九七年)、徳仁親王「水運史から世界の水へ」(NHK出版、二〇一九年)を参考にした。
- (54) 滋賀県教育委員会文化財保護課『塩津港遺跡発掘調査 現地説明会資料』二〇〇八年。水野章二編著『よみがえる港・塩津』(サンライズ出版、二〇二〇年)では、港は消滅したのではなく場所を変えながら港湾機能を維持したとする(二二頁)。
- (55) 豊田武「隔地取引の発達」(同『中世日本商業史の研究』増訂版) 岩波書店、一九五二年、著書初出一九四四年)。以下、本文中の豊田氏の論考は当該著書を指す。
- (56) 『実隆公記』享祿二年(二五二九)五月二五日条。
- (57) 奥野高廣「室町時代の皇室御領」(同『皇室御経済史の研究』正編(復刻版)) 国書刊行会、一九八二年、著書初出一九四二年)。
- (58) 『兼頭卿記』文明九年八月六日条。
- (59) 『兼頭卿記』文明九年一〇月六日条。奥野氏注(57)前掲著書。
- (60) 『長興宿禰記』文明一八年八月二七日条。
- (61) 小浜市史編纂委員会『小浜市史 通史編上巻』「流通の展開」(小浜市役所、一九九二年)。
- (62) 『若狭国税所今富名領主代々次第』一色義範(義貫)項、応永二〇年二月条。
- (63) 『言継卿記』天文一九年(二五五〇)一〇月一日条。
- (64) 『政所内談記録』(「親元日記」所収)寛正四年六月二六日条。
- (65) 『新羅之記録』永正九年(一五二二)四月一六日条。
- (66) 『羽賀寺文書』「羽賀寺本堂上尊勸進帳」永正一一年四月条。
- (67) 河内氏注(53)前掲論文、徳仁親王注(53)前掲著書。
- (68) 「羽柴秀吉判物」天正一二年(一五八三)六月一日付(「河原林文書」近江)。
- 従若州(遠)往官之高荷船等事、如先々(今津)当浦へ可相着、若違
- (69) 犯輩於在之者、可加成敗者也、
(羽吉)
 六月朔日
(天正十一)
 今津浦中
(江州高野郡)
 秀吉(花押)
- (70) 朽木口率分関を通過した物品については、琵琶湖博物館『日本中世魚介類消費の研究』(「琵琶湖博物館研究調査報告」二五、二〇一〇年)を参照した。
- (71) 河内氏注(53)前掲論文。河内氏は、小浜・今津間を巡る五箇商人と保内商人の訴訟を近江守護六角定頼が裁いた事例から(「今掘日吉神社文書集成」一三二二号文書 享祿二年)、少なくとも戦国期の九里半道は五箇商人と馬借が独占的に利用したとする。それぞれ、「若狭国太良保京上夫配符」(「東寺百合文書」ハ函九一―四) 至徳二年(一三八五)九月二〇日付、「問丸甲屋道春請文」(「南禅寺文書」一三五号) 嘉吉元年(一四四一)一〇月二六日付、「若狭国太良庄百姓等申状」(「東寺百合文書」ツ函二七七) 文安三年(一四四六)十一月付。
- (72) 『十輪院内府記』文明一二年六月一日条。
- (73) 「魚市問丸陳状」(「山科家古文書 四」所収、国立公文書館所蔵 架番号古〇三七―〇六五四) 明徳二年(一三九二)六月日付。
- 御厨子所撰津国今宮供御人尋申問事、
- 合
 一、えひ(船名) 一、かさめ(船名)
 一、かい 一、はまくり
 以上
- このいろ／せんき(先規)よりいまにいたるまで、はらこ(飯籠(内職有り))もりにて、しほつき候はぬをいろいろ(時)をなさず候、しほつきて候時はな(年貢等)ににても候へ、いほ(魚市)のいちのしん(進道)たいとして、御ねんく(年貢)とうを八北山殿へとり進上申候、仍注文如件、
- 明徳式年(辛未) 六月 日
(魚市)
 問丸等上

- (74) 『親元日記』「政所賦銘引付」文明一四年(二四八二)(国立公文書館所蔵、架番号特〇三九一〇〇〇五)。
同前(担当奉行) 訓誦(貞通)
 一、小篠美作守秀久并長谷川泰兵衛宗友(同月八日)
 塩商売問職事、帶数通証文知行候処、為新儀之由、魚市地下人等掠申云々、可預御札明之由申之、
 「塩商売問職」を持つ小篠秀久と長谷川宗友の訴えを政所奉行人の諏訪貞通が披露した文書である。秀久と宗友は塩物の問丸を管轄する知行権者の代官であろう。
- (75) 代官の任免権としては、政所奉行人による知行権者(東寺への、日野富子の御料所における「塩合物」の代官への狩札(札狩) 徴収権の付与の事例(室町幕府奉行奉書) 文明一一年九月一九日付(『東寺百合文書』二函七七―七)、淀魚市の「塩合物」代官への公事職罷免の事例(廿一口方評定引付) 文明一六年九月一六日条(『東寺百合文書』ち函二四)等がある。
- (76) 秦野氏注(6) 前掲論文。
- (77) 「東寺領巷所検注取帳案」(『東寺百合文書』ひ函一七) 応安三年三月一四日付。
- (78) 『看聞日記』永享八年五月九日条。
- (79) 『看聞日記』永享八年五月二八日、六月五日条、同九年五月二九日条。
- (80) 『看聞日記』永享八年五月二八日。ただし、「鮭ハ供御ニ不備者」(『看聞日記』永享一〇年五月二日条)と、カラザケは後花園には不評のようで、コンブのみが進上されるようになる。
- (81) 『伏見宮御領目録』永享二年八月二八日付から「昆布干鮭公事」のみ抜粋。
- (82) 市沢哲「伏見宮家の経営と播磨国国衙領」(同『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年)。
- (83) 『看聞日記』永享八年五月一六・二五日条。
- (84) 『看聞日記』永享五年九月一二日条。

(85) 『看聞日記』永享八一年二月二日条。代官をめぐる経緯は、秦野氏注(6) 前掲論文に詳しい。

(86) 『看聞日記』永享八年五月二日条。

(87) 『看聞日記』永享八年五月二日条。

(88) 盛本昌広「贈答と宴会の中世」吉川弘文館、二〇〇八年。

(89) 『康富記』文安四年(二四四七) 一月九日条。

(90) 『康富記』宝徳二年(二四五〇) 一月一九日条。

(91) 松蘭斎「伏見の土倉について」(『人間文化』三五、二〇二〇年)によると、伏見の土倉は永享九年までは宝泉、同八年からは林泉が確認できる。

(92) 久水俊和「朝廷恒例公事の支出構造」(同『中世天皇家の作法と律令制の残像』八木書店、二〇二〇年、初出二〇一一年) 参照。

(93) 注(52) 参照。また、函館市史編さん室編『函館市史 通説編一』「安藤氏及び蠣崎氏」(函館市、一九八〇年)も、若狭の小浜で加工されたとする。近世の事例では、京都では刻みコンブを用いたとあり(『東海参譚』(一八〇六年)、刻む等の作業をおこなったのか)。

〔付記〕

本稿は、科学研究費助成事業(体系的課題番号 JP23H00673)の研究成果の一部である。